三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
幕沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十三年建設省告示第四号で指定した同号七に掲げる土地の区域を除く。）
山梨県都留市朝日馬場
字幕沢　九五一番五　一号
九五一番一　二号及び三号
九五五番　四号
九七九番一　五号
九八〇番一　六号から八号まで
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
雨河内沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十六年建設省告示第六百六十二号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）
山梨県南巨摩郡身延町常葉
字雨河内　七〇五八番四　一号
七〇六一番一　二号から四号まで
字大日向　七六七一番内四　五号
山梨県南巨摩郡身延町下部
字雨河内　一一七二番　六号及び七号
一一六五番二　八号
一一六四番　九号

**○国土交通省告示第六百四十九号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成三十年五月八日
国土交通大臣　石井　啓一
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
石原南谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十一年国土交通省告示第千四十六号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）
山口県防府市大字真尾
字才堂　一一九番　一号、三号及び四号
一一六番　五号から七号まで
一一四番　八号
字宰堂　五六四番一　二号

**○国土交通省告示第六百五十号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成三十年五月八日
国土交通大臣　石井　啓一
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鮎川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和三十七年建設省告示第二千八百六十五号で指定した鮎川に掲げる土地の区域及び昭和三十九年建設省告示第八号で指定した土地の区域を除く。）
長崎県島原市
大下町　丙一四九五番四四
丙一四九五番五六
丙一四九五番八四
丙一五二五番三
丙一五二五番四
丙一五五三番七
新湊二丁目　乙一九〇〇番一
乙一九〇〇番二
乙一九〇一番一
乙一九〇一番二
乙一九〇二番一
乙一九〇二番二
乙一九〇二番三
乙一九〇二番四
乙一九〇二番八
乙一九〇二番九
乙一九〇二番一〇
乙一九〇二番一二
乙一九〇二番一三
乙一九〇二番一四
乙一九〇二番一八
乙一九〇二番二〇

**○国土交通省告示第六百五十一号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成三十年五月八日
国土交通大臣　石井　啓一
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
霧島川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十八年国土交通省告示第二百三十八号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県霧島市霧島田口
字泉水　二四二四番一　一号
二四一六番三七　二号
二四一六番二　三号
二四一九番四　四号
二四一六番三八　五号
字霧島山　二五八三番一五　六号及び七号
二五九二番三　二十八号から三十三号まで
地先道路敷　三十四号
二五九二番二　八号から二十七号まで
国有林一〇八二林班は小班

**○関東地方整備局告示第百八十号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成三十年五月八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年五月八日
関東地方整備局長　泊　宏
路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二百四十六号　秦野市菖蒲字天神下七一五番三から同市菖蒲字天神下七一二番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所
供用開始の期日　平成三十年五月八日

**○関東地方整備局告示第百八十一号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成三十年五月八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年五月八日
関東地方整備局長　泊　宏
路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二百四十六号　伊勢原市上粕屋字舟久保一四〇一番三から同市上粕屋字立原一四二九番三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所
供用開始の期日　平成三十年五月八日

**○国土交通省告示第六百五十二号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。
平成三十年五月八日
国土交通大臣　石井　啓一
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
浅見西の谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
昭和五十六年建設省告示第千六十一号で指定した同号二に掲げる土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福井県吉田郡永平寺町浅見
四七字岸ノ下　二六番二　一号
二五番　三号
二六番一　二号
四〇字堂ノ北　一三番二　八号
一四番一　九号
一五番三　十号
一六番一　十一号及び十二号
一七番一　十三号
二一番　十四号
四一字岩田　八番二　七号
四八字阿茂堂　二六番三　六号
二八番一　四号及び五号